

第 5 章 地域マネジメントの推進とまちぐるみの支え合いの強化に向けた介護保険事業の充実

第 1 節 第 9 期介護保険事業計画のポイント

- 我が国における高齢化率は、ここ数十年にわたり上昇を続け、令和 4 年 10 月 1 日時点で 29.0%に達し、令和 19 年には 33.3%に到達、国民の 3 人に 1 人が 65 歳以上という超高齢社会を迎えます。
- 第 9 期介護保険事業計画においても、総人口の減少と高齢者の増加に関しては進み続けることが予想されており、
 - 一．計画期間中に、団塊の世代が全員 75 歳以上となる 2025 年を迎える。
 - 二．高齢者人口がピークを迎える 2040 年に向け、85 歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する。
 - 三．要介護高齢者の増加に対し、生産年齢人口の急減が見込まれている。
 - 四．不足する介護人材の確保と、定着に関する取組が求められる。
 - 五．現有する介護力の効率的運用を意識し、介護現場の生産性を高める必要がある。

大きく上記 5 点について、着目する必要があると考えます。

【2040年を見据えた「まちぐるみの支え合い」の深化（ポイント 一、二関連）】

- 武蔵野市は、我が国初のリバースモーゲージや武蔵野市福祉公社による有償在宅サービス、全国初の都市型小規模特別養護老人ホームの整備など、全国に先駆けた様々な高齢者施策を展開するとともに、在宅介護支援センターを中心とした従来の小地域完結型の福祉サービス提供体制の構築や、平成 12 年の介護保険制度施行時に制定した「武蔵野市高齢者福祉総合条例」に基づき、高齢者が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるまちづくりを総合的に進めてきました。
- 市では 2013 年（平成 25 年）6 月に市役所関係部署と関係機関の代表者による「武蔵野市地域包括ケアシステム検討委員会」を設置し、2014 年（平成 26 年）3 月に「地域包括ケアシステムとは…『武蔵野市における 2025 年へ向けた“まちぐるみの支え合いの仕組みづくり”』と位置付け、「武蔵野市の地域包括ケアシステム推進に向けた課題整理と今後の方向性」について、報告書にまとめました。

- この報告書に沿って、本市の地域包括ケア計画である「武蔵野市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画」（平成27～29年度）では、「2025年に向けて武蔵野市が目指す高齢者の姿」を基本目標に掲げました。さらには、「武蔵野市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」（平成30～令和2年度）では、高齢者の生活を支える人材の確保と育成、高齢者の自立支援と重度化防止のために不可欠な医療と介護の連携に重点的に取り組み、まちぐるみの支え合いの基盤をつくっていくことを目標に「2025年に向けて武蔵野市が目指す“高齢者の姿とまちづくり”」を本市が目指すビジョンとして設定しました。このビジョンを達成するために、具体的には地域包括ケア人材育成センターの設置、市内初の看護小規模多機能型居宅介護事業所1施設の開設、公有地と市有地の一体的な活用による介護老人保健施設を中心とした高齢者サービスと障害者サービスが連携した地域共生型の施設整備等に取り組み、武蔵野市の地域包括ケアシステムを着実に進めてきました。

- これらの蓄積と成果を基に、団塊の世代が後期高齢期を迎える2025年、さらにはその子（団塊ジュニア）世代が65歳となる2040年を見据え、地域共生社会の理念に基づき、「武蔵野市高齢者福祉総合条例」の総合的な施策体系を基礎として、医療・介護、様々な生活支援サービスを包括的・継続的に享受できる“武蔵野市らしい地域包括ケアシステム”を、行政・関係機関・市民が力を合わせ、さらに深化していく必要があります。

【令和6年度からの介護保険制度改正（ポイント 三、四、五関連）】

- 介護保険制度改革については、社会保障審議会介護保険部会において令和4年度に議論されましたが、
 - I. 地域包括ケアシステムの深化・推進
 - 1. 生活を支える介護サービス等の基盤の整備
 - 2. 様々な生活上の困難を支え合う地域共生社会の実現
 - 3. 保険者機能の強化
 - II. 介護現場の生産性の向上の推進、制度持続可能性の確保
 - 1. 介護人材の確保、介護現場の生産性向上の推進
 - 2. 給付と負担

上記内容について検討がなされ、法の整備が必要な事項については、令和5年5月19日に交付された「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（以下「改正法律」と記載）」において、諸般

の改正が行われました。しかしながら一部の議論については、次期計画に向けて結論を得ることが適当とされその後、令和5年末までに結論を得ることとして先延ばされたものがあるため、今後もその動向を注視する必要があります。

■ 改正法律の主な内容としては、（施行日の明記の無いものは令和6年4月1日施行）

- ①サービス事業所等における生産性の向上
- ②複合型サービスの定義の見直しに関する事項
- ③地域包括支援センターの業務の見直しに関する事項
- ④介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等に関する事項
- ⑤介護情報の収集・提供等に係る事業の創設に関する事項
（一部公布の日から起算して4年を超えない範囲内において政令で定める日）
- ⑥介護保険事業計画の見直しに関する事項
（一部令和7年4月1日）
- ⑦その他所要の改正

とされ、その中でも、市町村介護保険事業計画において定める、または、定めるよう努めるものとされた内容や市町村として具体的に対応が必要なものとして、

- ① サービス事業所等における生産性の向上
 - ・・・サービス提供事業所の業務効率化、質の向上、生産性の向上に資する都道府県と連携した取組に関する事項について定めるよう努めるものとする
- ⑤ 介護情報の収集・提供等に係る事業の創設に関する事項
 - ・・・市町村が行う地域支援事業に、被保険者の保険医療の向上及び福祉の増進を図るため、被保険者、介護サービス事業者その他の関係者が被保険者に係る情報を共有し、及び活用することを促進する事業を追加する。
- ⑥ 介護保険事業計画の見直しに関する事項
 - ・・・都道府県における外来医療に係る医療提供体制の確保に関する協議の結果を考慮して介護保険事業計画を作成すること
 - ・・・住民の加齢に伴う身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえた医療及び介護の効果的かつ効率的な提供の重要性に留意することとされています。

という記載がなされており、市町村はこれらの改正点を踏まえ、計画を策定しなければなりません。

【武蔵野市としての介護保険制度改正への対応】

- 各々の事項への対応としては、

① 介護従事者の減少を見据えたサービス提供事業者における生産性の向上

法令の文面上でも、都道府県と連携した取組みを求められており、今後、当該取組に関する東京都からの照会や、高齢者・介護保険担当課長会議等において、どのような取組みとするべきか問われることとなります。2040年を見据える際、高齢者人口の増加と生産人口の減少に伴う介護サービス提供者不足は避けられない課題ではありますが、あくまでもサービス水準の維持・向上を満たした上で効率化が図れるよう取り組むことが絶対条件であると考えております。各事業所の職員とも密に連携を取り、相互に相談しながら具体的な取組みを定めていきます。

⑤ 安全な環境下での各種データの提供によるデータ利便性の向上

介護情報の収集・提供等に係る事業の創設に関する事項については法律に記載があるものの、事業を実現するための詳細については、今後検討会が開催され第9期中に内容が示される予定となっています。市としては、被保険者、介護サービス事業者の利便性向上に資する事業であるとしてとらえておりますが、同時に被保険者に紐づくセンシティブな情報を取扱うことを常に意識し、運用面でのリスクがないか国等に対して、指摘、確認を行っていきたいと思います。

⑥ 医療介護連携の更なる促進

東京都保健医療計画等を注視し、医療と介護の両方を必要とする市民が安心して生活が続けられるよう、地域包括ケアシステムを医療的観点から支える仕組みとして、外来医療と在宅医療が切れ目なく提供できる体制づくりについても検討していきます。また、医療と介護の連携について、現場においてよりサービスの向上に資するような取組みが無いのか、引き続き検討してまいります。

上記の通り、各機関、職能団体等とも連携を取りながら取り組んでまいります。

【第9期介護保険事業計画の基本的方向性】

- これまでのことから、第9期介護保険事業計画の策定に関して具体的な方針を考える際には既に起こる、または起こることが見込まれることへの対応という、対処療法の視点と、事象の発生を防いだり、遅らせたりする予防の視点が重要であると考えます。
- 高齢者人口の更なる増加、生産人口の減少とともに介護従事者総数に不足が生ずるのは免れない事実であることや、国の法改正の中でも盛り込まれている業務の効率化が必須事項であること等に関しては、今後発生する事象、すなわち対処療法の視点が必要となります。
- それに対して、そもそも介護サービスが必要な状態とならないように健康寿命の増進を計ることや、ひとり暮らし高齢者の在宅限界点をあげること、介護サービスによらない自立した生活を少しでも長くすることなど、発生しうる事象に対して予防的に働きかける視点も必要となります。
- 先に示しましたこの2つの視点を持ち、更に進む超高齢社会に対応すべく、武蔵野市は、第9期介護保険事業計画の策定に関して、以下の6点を基本的方向性として取り組んで参ります。
 1. 介護予防の推進と、多様な資源を活用した地域づくりの推進（○章 P**参照）
 2. ひとり暮らし高齢者等を支える見守りや生活支援サービスの環境整備（○章 P**参照）
 3. 共生と予防の考えに基づく、認知症高齢者とその家族を支える取組みの実施（○章 P**参照）
 4. 中長期的な介護ニーズと社会状況の変化に対応した計画的な施設整備（○章 P**参照）
 5. 在宅医療・介護の更なる連携強化（○章 P**参照）
 6. 介護人材確保・定着と介護現場の生産性向上の取組み（○章 P**参照）

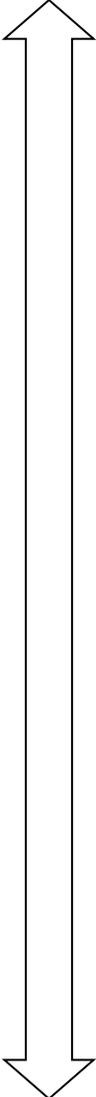
【保険料負担と施策実現、施設整備との関係】

- 社会保険方式を採用する介護保険制度において給付費が高くなればなるほど負担いただく介護保険料も高くなりますが、中でも施設・居住系サービスは一人当たり費用額が居宅サービスに比べ高く、給付費への圧迫が課題となります。2025年に加え2040年を見据えたサービス基盤と人的基盤の整備にあたっては、それぞれのサービス需要の見込を踏まえ、施設、居住系、地域密着型の各サービスをバランス良く組み合わせて整備することが必要です。さらに制度の持続可能性、負担可能な保険料水準と給付のバランス

に配慮しながら基盤整備を検討する必要があります。

- 第8期介護保険事業計画においては、認知症対応型共同生活介護事業所を1か所新設し、今後大規模な土地の確保が困難な状況であることや後期高齢者の人口が更に増えることを加味して、新たな方策（ショートステイや特別養護老人ホームの定員増等）により介護施設を整備することを目指し、実現しました。また、未利用の市有地を活用した看護小規模多機能型居宅介護事業所の公募を実施し、整備を進めてきました。
- 第9期に関しましては、大規模な土地の確保が困難であることに変わりはないことや、更に後期高齢者人口が増加し、介護、医療双方のニーズを持った利用者が更に増えることを加味し、介護サービスの水準と負担の在り方に関し、次の3パターンを検討することとしました。

第9期介護保険事業計画における介護サービス水準のパターン案

パターン	基本的な考え方	保険料 基準額
<p>【パターン1】 現状の居宅サービス水準を維持・拡充しつつ、看護小規模多機能型居宅介護事業所1か所の稼働、及び近隣市にて新たに稼働する特別養護老人ホームへの入居を一定程度想定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●現状の居宅サービス水準を維持・拡充する。 ●8期計画期間中に計画した看護小規模多機能型居宅介護事業所1か所を稼働させる。 ●近隣市に新たに開設される特別養護老人ホームへの市民入所をある程度見越す必要がある（すべて個室想定）。 小金井市：1施設新設予定 西東京市：1施設新設予定 	<p style="text-align: center;">低い</p> 
<p>【パターン2】 【パターン1】に加えさらに、団塊の世代の後期高齢到達に伴う要介護認定者数の増加、サービスの多様化に対応し、より一層の介護サービス充実を目指して小規模多機能型居宅介護事業所1か所、認知症対応型共同生活介護事業所1か所の開設を目指す。</p>	<p style="text-align: center;">【パターン1】 +</p> <ul style="list-style-type: none"> ●認定者数の増加に伴うサービス利用形態が更に多様化するであろうことを見越し、市内初となる小規模多機能型居宅介護事業所1か所の開設を見込み、宿泊までを含んだ複合的なサービスの提供を行う。また、認知症高齢者の更なる増加を見越し、認知症対応型共同生活介護事業所を1か所の開設を見込む。 	
<p>【パターン3】 【パターン2】に加えさらに、今後の高齢者数の増加に対して、健康寿命の延伸に資する通いの場や、小規模で多機能な施設等を併設した、居住系サービスを積極的に整備する。</p>	<p style="text-align: center;">【パターン2】 +</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域密着型サービスやテンミリオンハウス等を併設した、サービス付き高齢者住宅や住宅型有料老人ホーム等も積極的に整備する。 	

第2節 武蔵野市の介護保険事業の実態把握と地域分析

【現状の整理】

被保険者数、要介護（要支援）認定者数、給付実績、等数値の推移等についてまとめ

【第9期推計】

被保険者数、要介護（要支援）認定者数、給付実績、等数値の推移等推計

第3節 介護保険事業の充実及び地域分析に基づく保険者機能の向上

【地域分析に基づく自立支援・介護予防の取組みの推進】

【給付適正化主要3事業 及び その他】

【低所得者への対応】保険料段階説明

【介護保険利用者負担額助成事業 及び 訪問看護と介護の連携強化事業】